

第5次国有林野施業実施計画書（案）

第2次変更計画
（変更部分のみ）

（鬼怒川森林計画区）

計画期間
自 平成31年4月1日
至 令和6年3月31日

関東森林管理局

鬼怒川森林計画区の第5次国有林野施業実施計画の変更について

【変更理由】

次の理由から国有林野管理経営規程（平成11年農林水産省訓令第2号）第14条第2項の規定に基づき変更するものである。

1. 既に計画している箇所以外の荒廃溪流において保安施設を追加することに伴い、溪間工及び山腹工の計画量を変更する。

なお、本変更計画は、令和3年4月1日から適用する。

【変更項目】

4 治山に関する事項

位 置 (林 班)	市 町 村	区 分	工 種	計 画 量
1、 <u>12</u> 、55、56、 <u>67</u> 、104、 105、121、124～126、 <u>129</u> 、 <u>130</u> 、 <u>132</u> 、 <u>217</u> 、 <u>235</u> 、 <u>264</u> 、 265、616、617、 <u>1026</u> ～ <u>1029</u> 、 <u>1034</u> 、 <u>1066</u> 、 <u>1080</u> 、 <u>1083</u> 、 <u>1084</u> 、 <u>1086</u> 、 <u>1091</u> 、1092、 <u>1106</u> 、 <u>1108</u>	日 光 市	保 安 施 設	溪 間 工	<u>68</u> か所
1、 <u>2</u> 、 <u>4</u> 、 <u>9</u> 、 <u>12</u> 、 <u>67</u> 、 <u>104</u> ～ <u>107</u> 、 <u>119-I</u> 、 <u>121</u> 、 <u>124</u> ～ <u>126</u> 、129、 <u>130</u> 、 <u>132</u> 、 <u>201</u> 、 <u>220</u> 、234、236、238、 <u>240</u> 、 <u>265</u> 、616、1034、1035、 <u>1065</u> ～ <u>1068</u> 、 <u>1091</u> 、1092、 <u>1106</u> 、 <u>1108</u> 、1126、 <u>1127</u>			山 腹 工	<u>43</u> か所
<u>264</u> 、 <u>265</u>			保 安 林 の 整 備	植 栽 本 数 調 整 伐 治 山 運 搬 路
合 計		保 安 施 設		<u>111</u> か所
		保 安 林 の 整 備		<u>5</u> ha

(注) 1 災害復旧等緊急を要する工事については、指定箇所以外においても実行できるものとする。

2 工種が重複する林班があることから、合計は一致しない。